船橋市教育委員会会議12月定例会会議録

1. 日 時 平成26年12月24日(水) 開 会 午後2時00分 閉 会 午後3時30分

2. 場 所 教育委員室

3.	出席委員	委	員 長	ŧ		Щ	本	雅	1	章
		委員長職務代理者			<u>.</u>	鎌	田	元		弘
		委		員		石	坂	展	į	代
		委		員		佐	藤	秀	ř	樹
		教	育	長		松	本	文		化

4. 出席職員 教育次長 松 田 重 人 管理部長 金 子 公一郎 古 橋 章 光 学校教育部長 生涯学習部長 瀬 上 きよ子 学校教育部参事兼指導課長 松本 淳 佳 之 生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 隆 生涯学習部参事兼青少年課長 鈴木 教育総務課長 度 会 益己 財務課長 清 美 廣瀬 良平 施設課長 小 川 学務課長 棚田 康夫 保健体育課長 向 笠 真 司 総合教育センター所長 赤熊 一英 文化課長 田久保 里 美 石 井 義 男 生涯スポーツ課長 三浦 中央図書館長 政 憲

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第60号 船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規 則について 議案第61号 船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する規則について 第3 臨時代理

報告第7号 平成26年度船橋市一般会計補正予算(教育に関する事務に係る部分) について

報告第8号 特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について 第4 報告事項

- (1) 平成26年度末及び平成27年度公立学校職員人事異動方針について
- (2) 船橋市中学生弁論大会の結果について
- (3) 音楽コンクールの結果について
- (4) 第65回千葉県中学校駅伝大会の結果報告について
- (5) 平成26年度千葉県中学校新人体育大会入賞について
- (6)「絵はがき」の作製及び販売について
- (7) 第36回船橋市写真展について
- (8) 2014 船橋市民マラソン大会の実施報告について
- (9) 第33回船橋市小学生・女子駅伝競走大会について
- (10) 船橋市生涯スポーツ推進計画(素案) について
- (11) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから、教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

11月10日に開催しました教育委員会会議11月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人にお願いがございます。お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について、よく守っていただき傍聴されるようにお願いいたします。 それでは議事に入ります。

初めに議案第60号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

それでは、議案第60号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。資料は本冊1ページからになります。

本件は住居表示の新たな付番等に伴う規定の整備を行うものでございます。今まで建物が何も建っていなかった場所に新築の建物が完成した場合、市の自治振興課において、その建物に新たに住居表示を付番することになります。このたび学区表にない号表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その号表示を規則に盛り込む必要が生じました。

お手元の資料 7 ページの地図をご覧ください。新たに号表示が付番された場所について、地図で示したものでございます。赤枠で囲った部分が今回新たな号表示が追加されたところです。いずれも街区を分断する形で、JR武蔵野線、委員の皆様の資料ですと青い線ですね。JR武蔵野線が通っております。線路を挟んで右側が西海神小学区、左側が葛飾小学区となっております。号単位で学区が分かれておりますので、きちんと号単位で学区を示す必要がございます。このたび印内 2 丁目 3 番に 3 5 号と 9 0 号、西船3 丁目 6 番に 5 号という新たな付番がありました。

続いて、前後しますが、資料の5ページをご覧ください。通学区域に関する規則の新旧対照表です。西海神小学区の印内2丁目3番に、下線で記載されておりますように90号を加え、「3番85号~90号」とします。次に、同ページの葛飾小学区の印内2丁目3番に、下線で記載されておりますように35号を新たに加え、「34号~36号」といたします。また、同ページの葛飾小学区の西船3丁目6番に、下線でされておりますように5号を新たに加え、「4号~11号」といたします。以上のように変更することにより、通学区域規則における規定の整備を図ることになります。

次に、市の自治振興課より行田2丁目及び高根台3丁目の街区が追加され、番表示が新たに付番されました。資料の8ページをご覧ください。行田二丁目の街区が変更される前の地図になります。委員の皆様の地図では赤線で囲われている部分が今回街区の新設が行われた場所になりますが、行田2丁目6番はもともと行田西小学校の学区です。

次のページ、9ページになりますと、これが変更後の街区となります。行田2丁目6番が分割され、7番から11番が追加されました。このたび学区表にない番表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その番表示を規則に盛り込む必要が生じました。この赤線のエリアはもともと行田西小学区の学区であり、特に学校区を変

更する要因もないものと考えます。また、このエリアは元国家公務員船橋体育センターの跡地であり、市の児童発達支援センター等が建設される予定となっております。以上のことから、資料の6ページにありますが、通学区域に関する規則の新旧対照表にあります行田西小学校の通学区域に、下線で示されておりますように「行田2丁目6番」を「行田2丁目6番~1 1番」に変更いたします。

次に、お手元の資料の10ページになります。高根台三丁目の街区が変更される前の地図です。赤線で囲われている部分が今回街区の新設が行われた場所になります。高根台3丁目1番は、現在、高根台第二小学校の学区となっております。このエリアは平成24年5月に旧高根台団地跡地の開発による教室不足を解消するため、高根台第三小学校から高根台第二小学校に通学区域が変更された場所になります。

次のページになります。これが変更後の街区となります。高根台3丁目1番が分割され、15番から21番が追加されたということになります。このたび、学区表にない番表示が新たに付番されましたので、通学区域規則を改正して、その番表示を規則に盛り込む必要が生じました。この赤線のエリアは高根台第二小学校の学区であり、以前、学区変更した趣旨を考えると、特に学区を今回も変更する必要、要因はないものと考えております。このことから、資料の6ページにありますように、通学区域に関する規則の新旧対照表、高根台第二小学校の通学区域に下線で記載されておりますように、「高根台3丁目10番~14番」を、「高根台3丁目10番~21番」に変更いたします。加えまして、資料の同ページ、同地区はもともと高根台中学校の学区であります。こちらも変更する要因もないことから、同様の変更といたします。

以上が通学区域の追加設定となりますが、今回の改正につきましては、新規に住居表示が付番されたことに伴う改正でございますので、通学区域の線引き自体を変更するものではないことを申し添えさせていただきます。また、学区審議会へは平成26年11月11日に諮問しておりますが、両地域とも同日付で事務局原案のとおり答申をいただいております。

長くなりましたが、以上、議案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

ちょっと参考までに教えていただきたいのですが、今回は番表示の追加というところで、例えば番表示を追加することによって、想定される児童数が多いなんていうことが起こるとすると、その場合は番表示の追加であっても、学区の見直しも含めて検討する

というようなことはあり得るのでしょうか。

【学務課長】

ご指摘のとおり、今回は建物のない場所でございますので、該当するような措置はいたしませんが、児童推計表を常に照らし合わせて見ておりますので、そこで大きく影響を及ぼす可能性がある場合には、十分にそれに伴う対応をしたいと考えております。

【委員長】

そのほか何か。

【佐藤委員】

これもちょっとお伺いしたいことなのですけれども、今回のケースでは全く問題ない と思いますが、住居表示の変更によって学区が仮に変更する場合などは、地域住民に意 見を聞くとか、そういうことはあるのでしょうか。

【学務課長】

学区を変更するというのはとても大きなことですので、今年決めて、今年やりますというわけにはきっといかないと思います。過去におきましても、1年、2年、地域の方に説明を重ねながらということでやってまいりましたので、その辺につきましてはしっかりと慎重に進めていくというふうに考えております。

【委員長】

そのほか何か。

それに関連してですけれども、直近では葛飾小と西海神小の問題があったと思います。 これは今はもう全然問題にはなっていないのでしょうか。

【学務課長】

いろいろとご意見をいただきながらの学区変更ということでございました。今のところ、直接的には、学校あるいは教育委員会のほうにお話というものはいただいておりません。

【委員長】

ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、議案第60号「船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部 を改正する規則について」を採決いたします。 ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第60号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第61号について、社会教育課、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、議案第61号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する 規則について」、ご説明いたします。資料は13ページ、14ページになります。

本規則の改正につきましては、社会教育バスの使用申請の期間について、所要の改正 を行う必要があることから、当該規則の一部を改正するものです。

改正の内容でございますが、14ページの新旧対照表をご覧ください。第6条の使用申請の期間につきまして、現行では、「原則として使用しようとする日の2月前の日の属する月の第2木曜日から」となっておりますが、そちらにつきまして、「使用する日の3月前の日の属する月の」ということに改正するものでございます。

なお、施行年月日は平成27年4月1日といたします。

こちら、社会教育バスについて、少しご説明させていただきます。この社会教育バス「さざなみ号」は、社会教育法の趣旨に基づいて、市の社会教育機関や市内の社会教育関係団体の組織的な社会活動を支援するため、動く教室として昭和48年10月から運行開始しました。そして、昭和54年からはさらに利用者の拡大を図るため、民間のバスを借り上げて繁忙期の社会教育バスとして運行するようにいたしました。また、平成11年10月には、バスの買いかえに伴いまして、ディーゼル・電気ハイブリットバスを県下で初めて導入し、環境に配慮したバスとして運行を開始しております。

しかしながら、このバスが15年経過し、近年では故障が多く、研修先で走行ができなくなって利用者に自力で帰宅していただくこともあったり、修繕で部品交換等が必要な場合は部品の製造もしていないため、受注生産となり、修繕に時間と費用を要して、その間、借り上げバスを手当てしなければならないという状況が続きました。

そこで、研修の安全と費用の効率化を図るため、本年11月に「さざなみ号」の運行を廃止、バスを売却し、借り上げバスに統一して事業を継続することといたしました。 そういった中で、借り上げバスの入札参加予定の多くのバス運行業者から、2カ月前の申請ではバスの手配が困難であるため、入札に参加できない旨の申し出があり、運行業務に支障を来さないように、このたび必要な規則改正を行うものとしたものでございます。 説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 そういう事情ならば、よろしいですね。わかりました。よろしいですか。

それでは、議案第61号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則の一部を改正する 規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第61号については原案どおり可決いたしました。 続きまして、臨時代理の報告に入ります。報告に当たり、初めに教育総務課から説明 をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告第7号「平成26年度船橋市一般会計補正予算(教育に関する事務に係る部分) について」、ご説明いたします。資料は15ページからでございます。

本来であれば、船橋市教育委員会組織規則第3条第3項の規定に基づき、教育委員会会議でご審議いただくものでございますが、市長が議会に議案を提出する日程の都合上、会議を招集するいとまがなかったことから、同規則第3条の2第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により処理させていただいたものでございます。そして、同規則第3条の2第2項の規定に基づき、本会議で報告させていただきます。

内容につきましては、平成26年の人事院勧告に倣い、職員の給与、期末手当等の増額に伴い、予算が不足いたしましたので、教育費のうち人件費について増額補正するものでございます。

金額について簡単にご説明いたします。 19ページをご覧ください。市全体では一番下の行です。補正前の額 1, 956億7, 692万4, 000円であったものを 1億3, 000万円増額補正し、1, 958億692万4, 000円とするものでございます。 このうち教育委員会分につきましては、その少し上の行となります。教育費、補正前の額が 298億621万1, 000円であったものを 600万円増額補正し、298億1, 221万1, 000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

19ページの中学校費、高等学校費、この辺はマイナスの補正になっていますが、理由を教えてください。

【教育総務課長】

総額で足りなくなりましたので、増額する際には、教育総務費とか小学校費は明らかに足りないので増額になりますけれども、中学校費などについては、不用額が見込まれましたので、そういうところについては減額をし、増額するところは増額するという、増額だけの処理ではなくて、減額するところは減額するという処理になっております。

なぜ不用額があったかといいますと、詳しくは調べていないのですが、見込みとずれ たのではないかなと思います。きちんとした理由は調べておりません。

【委員長】

よろしいですか。

3,000万ぐらいが無駄というとちょっと言いすぎですけれども、何かそういうふうな、ないしは削れたということですか。今、精査中でしたらばよろしいですけれども。 そのほか何かご意見、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。

続きまして、報告第8号について、教育総務課、報告をお願いします。

【教育総務課】

報告第8号「特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」、 ご説明いたします。資料は39ページ以降になります。この議案につきましても、報告 第7号と同様、本来であれば教育委員会会議でご審議いただくものでございますが、教 育長の臨時代理により処理させていただいたものでございます。

内容についてご説明いたします。41ページをご覧ください。この特別職の職員の給与等に関する条例等、これを一部改正する理由でございますが、人事院勧告による一般職の職員の給与改定にならい、市長や教育長、議長等の期末手当の額を改定するためのものでございます。同じ理由による改正であるため、3本の条例を1本の条例にて改正しております。

市長、副市長等につきましては、第1条及び第2条の特別職の職員の給与等に関する 条例の一部改正で改めます。教育長につきましては、第3条及び第4条の船橋市教育委 員会教育長の給与等に関する条例の一部改正で改めます。そして、議長等につきまして は、第5条の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で改 めるものでございます。

それでは、教育委員会に関する部分、第3条及び第4条の船橋市教育委員会教育長の 給与等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

まず最初に、ごく簡単に概要について内容を申し上げます。人事院勧告により、期末 手当を0.15カ月分引き上げます。今年度はこの12月の期末手当で支払いますので、 12月の期末手当を0.15カ月分引き上げる改正です。しかし、来年度からは、この 12月分だけ0.15カ月分引き上げたままで支給するのではなく、6月と12月分で 半分ずつ、0.075カ月分ずつにならして引き上げて支給することとする、という2 段階での改正となっております。

それでは、本日配付させていただきました新旧対照表をご覧ください。こちらで説明させていただきます。最初に一部改正条例の第3条です。2ページの上から5行目以降です。船橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項の改正になります。この第4条第2項は、教育長の期末手当の支給率について規定されております。給料等から算出された基礎額の何カ月分を支給するかということについて規定されております。今回の人事院勧告で期末手当の額は0.15カ月分引き上げられました。その額を12月の期末手当を改正して支払います。

新旧対照表 2ページの中ほどをご覧ください。左側が新、右側が旧になりますが、右側の旧の下線の部分です。1 2月の期末手当の支給率、1 0 0 分の 2 0 5 」、つまり 2 0 5 カ月分だったものを左側の新の下線部分、1 0 0 分の 2 2 0 」、つまり 1 5 カ月分引き上げ、1 2 0 カ月分にするという改正でございます。これは附則に規定してございますが、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から適用されます。ここで 1 5 カ月分引き上げ、1 2 月の期末手当で人勧分を支払っております。

次に、一部改正条例の第4条についてご説明いたします。平成26年12月の期末手当は、ただいま説明いたしましたとおり、0.15カ月分引き上げられました。しかし、平成27年4月からはこの0.15カ月分を12月分のみで引き上げるのではなく、6月と12月分の期末手当で半分ずつ、0.075カ月分ずつに振り分けて支給することとする改正となります。新旧対照表の3ページ、3行目をご覧ください。左側が新、右側が旧になります。右側の旧の下線部分、6月の期末手当の支給率「100分の190」、つまり1.90カ月分だったものを0.075カ月分引き上げ、左側の新の下線部分、「100分の197.5」とする改正でございます。そして右側の4行目、12月の期末手当の支給率「100分の220」から、今、6月に振り分けた0.075カ月分、100分の7.5を減じ、「100分の212.5」に改めるものでございます。この部分につきましては、平成27年4月1日から施行されます。

説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【佐藤委員】

すみません、また教えてください。人事院勧告から来るものに対してというのは、何 か理由がついているのでしょうか。それはわかりますか。

【教育総務課長】

今年の人事院勧告のポイントですけれども、給料、ボーナスともに7年ぶりの引き上げとなっています。これは民間企業との格差0.27%を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表を上げたということとなっております。同時にボーナスも0.15カ月分引き上げております。その他、細かい諸手当の制度の見直しもございましたけれども、民間との給与格差を埋めるためということでございます。

【委員長】

そのほか何かございますか。

数学がよくわからないんですけれども、12月は2. 2カ月分で、これは今年度12月から施行されるということ、来年度は6月と12月に0.075カ月分上乗せされるということでよろしいですか。

【教育総務課長】

人事院勧告が出まして、今年度の期末手当を0.15カ月分、引き上げなさいということになりましたので、今度の12月の期末手当に0.15カ月分を上乗せして、まず今年度は支払うということです。来年につきましては、また12月分だけを高くするのではなく、今回の上がった0.15カ月分を半分ずつ、6月と12月にならして支払いますというような改正になっております。

【委員長】

続きまして、報告事項に入ります。

初めに報告事項(1)について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

それでは、報告事項(1)平成26年度末及び平成27年度の教職員人事異動方針について、報告させていただきます。

初めに、公立小中学校及び特別支援学校の県費負担教職員の人事異動方針につきまして。これにつきましては、任命権者である千葉県教育委員会が年度ごとに定めております。船橋市といたしましては、県の方針に基づき、今年度も教職員の人事異動を進めていきたいと考えております。

資料44ページの県の人事異動方針についてですが、管理職等に含まれていた主幹教諭の位置づけが、「4 主幹教諭への登用等について」という項目として新たに追加されました。

次に、人事異動実施細目についてです。51ページの新旧対照表をご覧ください。「適正配置について」の中の(2)下線の部分です。「職員の資質向上を図るため、学校や地域の実情等を踏まえ、他の市町村への配置換えを積極的に推進する。特に、若年層における他の市町村への配置換えは、計画的に推進するとともに、他の市町村での勤務経験がなく、同一市町村に10年以上勤務する者が異動する場合については、強力に配置換えを行う」。そういった文言になりました。若年層のうちに計画的に他市に異動をするということを強力に進めていくということであります。

また、4の「主幹教諭について」という項目が新たに追加され、人事配置や勤続年数 について明記されております。

6の「再任用職員について」は、(1)に再任用の採用と任期の更新について、及び(3) の勤務態様についての文言が新たに追加されました。

ちょっと飛びます。57ページ、特別支援学校職員人事異動実施細目についてです。 ここにつきましても、その後ろの59ページの新旧対照表を参照していただきながらご 覧ください。公立小中学校職員人事異動実施細目と同様に、3に「主幹教諭について」 が新たに追加され、5に「再任用職員について」の(1)と(3)が追加されておりま す。

一般教職員の異動は原則、同一校7年としており、高等学校、特別支援学校は10年となっております。新規採用教員は原則3年以上5年以下で異動することとなっております。

続きまして、市立高等学校の人事異動方針につきましてです。市立高等学校も公立学校の1つとして、県教育委員会の人事異動方針や実施細目に基づいて例年通り進めてまいります。公立高等学校職員人事異動実施細目についてですが、55ページの新旧対照表をご覧ください。こちらも公立小中学校職員人事異動実施細目と同様に、2に「主幹教諭について」、6に「再任用職員について」の(1)と(3)が追加されております。

次に、義務教育からの人事交流につきましては、昨年と同様、61ページにございます「船橋市立船橋高等学校における義務教育籍教諭等の交流期限等の方針について」より実施いたします。内容については変更ございません。

なお、義務教育からの人事交流につきましては、高校生を指導することで得た教育成果を小中学校等に還元することが目的ではありますが、市立高等学校の特色を考慮し、

部活動指導や教科、校務分掌の必要に応じて、一定期間の延長もあり得るという含みも 持たせております。

以上、変更点だけを中心にご報告をさせていただきました。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

県の方針に従ってということだと思うのですけれども、県のほうで人事異動方針が決まるときに、市町村側からの要望なり実情なりというようなことをある程度聞いた上でこういう方針が決まるものなのかということと、決まったことに対して船橋市も従うということだと思うのですが、船橋市の実情から見て、ここのところは、原則ということになっていますが、原則の幅の理解というようなものがある程度あるとか、そこら辺はいかがなのでしょうか。

【学務課長】

例年、この人事異動の方針につきましては、県内の各教育事務所へ、1年を通して各 市町村からいろいろな意見が吸い上がり、県庁に寄せられています。それも踏まえなが らということで、方針が定まっていっているというふうに考えております。

それぞれ地域の実情というものが確かにありますので、その実情も含めた人事方針の幅が持たされているというふうに理解しております。ですので、人事方針から外れてということではなく、この範囲の中で、地域の実情に応じた部分で工夫してやってくれということだと捉えております。

【鎌田委員長職務代理】

引き続き教えていただきたいのですけれども、主幹教諭という項目が新しく加わったということなのですが、主幹教諭とはどういう役割なんですか、というのがあるのかということと、最初にご説明いただいた44ページのところは、(2)で「主幹教諭の希望による降任を認める」とあるのですが、特別支援のほうはそこの項目は特に見当たらないようですが、それはなぜなのでしょう。

【学務課長】

主幹教諭ですが、学校教育法の37条にもありますように、「校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」。準管理職という立場で学校全般に目を行き渡らせてとい

う指導的な立場で、教職員に指導している人という役割でございます。

降任に関しては、後ほど確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますか。

【石坂委員】

主幹教諭についてもう少し詳しくお伺いしたいことがありまして、校長、副校長を助けるという役割というのは、もちろん教頭先生も教務主任の先生もいらっしゃいますので、もう少し具体的に教えていただけますか。

【学務課長】

特に校長、教頭というふうにクラス担任を持たないでということではなく、クラスの 担任になったり、もちろん教科指導を受け持ったりという、ある程度、教職員に近い立 場でいながら、状況をよく把握できる立場にいて、問題点等を管理職への連絡を密にし ながら、中間的な立場でより具体的な指導ができるだろうという位置に立っているのが 主幹教諭ということでございます。

ですから、単に教科指導、あるいは生徒指導だけではなく、生徒指導や教科指導が学校経営上どういう影響をもたらしているのかという広い視野を持って教職員の指導に当たるという、校長や教頭を助け、そういう任に当たるという役割でございます。

【石坂委員】

今年度はどれぐらい配置されているのでしょうか。

【学務課長】

今年度は小学校に1校、中学校に3校、4名を配置しております。

【委員長】

中学校は3人、小学校は1人。

【学務課長】

ええ、担任であったり、教務主任を兼ねていたりということです。

【石坂委員】

それほどたくさんいらっしゃるわけではなく、小中高校まで含めてこのぐらい。これ

からはそういった主幹教諭の方をもう少し置いていくということもあるのですか。

【学務課長】

この制度が始まりましたのも、配置そのものができるようになったのが平成20年度からでございました。実際に船橋でも22年度から配置が始まりました。今までは教頭が試験選考で登載された者からということであったのですが、もう主幹教諭選考という形で別個に選考が出ています。教諭で希望したいというものが選考を受けてということで、主幹教諭に登載されておりますので、今後、徐々に増えていくかというふうには思っております。

【委員長】

確認ですが、船橋市では4人だけですか。

【学務課長】

今、配置されているのは4名です。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。

【教育長】

主幹教諭を一番最初に船橋で入れたのは船橋中学校で、私が校長のときなんですけれども、そのときはまだ試験を受けていなくて、教頭に登載されている人ということで、教頭の下に位置して、そして、2名いたのですが、教諭の立場なんだけれども全体を見るということで、教員の指導とかをしておりました。だから、できるだけ全体が見られる役職につけるのがふさわしいだろうというので、教務主任であったり、研究主任であったりということと、当時は学年主任も兼ねていましたけれども、生徒指導専任であったり、そういう人が主幹教諭ということで、教頭と教諭の間の立場にいて、先生方を近くで指導するというようなことで、私がいたときは若い先生の授業を見てもらって指導してもらうとか、それから研修の講師をしてもらうとか、というようなことを主幹教諭にやってもらっていました。

【石坂委員】

相当お忙しいですね。

【教育長】

そうですね。ただ、授業時数は余りたくさん持たなくていいということで、全体の指

導を中心にやるというようなことをやってもらっていました。学校にとっては非常に助かる立場の人ですね。

【石坂委員】

ありがとうございました。

【委員長】

3人中2人が船中ですか。

【教育長】

いや、当時は初めてだったので、そのときは船中に2名もらって、教頭の下に位置づけて、分掌の中に、校長、教頭、それから主幹教諭を2名として、その下にいろいろな役職を置いていました。だから、こちら側の生徒指導関係とか、学校経営とか学級経営、学年経営を見る人と、それからこちらの教務関係を見る主幹教諭というように、私は役割を決めてやっていました。だから、教員の中の指導する立場。

【委員長】

具体的には、現在はどこの中学校にも1名ずつおられるのですか。

【学務課長】

現在は、中野木小学校、船橋中学校、葛飾中学校、高根台中学校に配置しています。

【委員長】

わかりました。

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【学務課長】

すみません、先ほどの件でございます。異動の方針におきまして、4、「主幹教諭の希望による降任を認める」は、大きな方針を示す中で、主幹教諭の希望による降任を認めるということを示しております。その後にあります細目、これは特別支援学校も公立小中学校もそうなのですが、細目におきましては、それをまたより細かくしたものということで、降任等については特に触れてはいないのですが、そのような分け方になっております。

【教育長】

今、主幹教諭が何をしているかというのは、各学校でわかるんですか。教務主任をし

ているとか。それはわからないですか。今の4人が。 では後からでもいいから、それをまたちょっと教えてください。

【学務課長】

はい。後ほど申し上げます。

【教育長】

全体を見る立場でということです。

【委員長】

それは生徒数で、大規模校だからということでもないのですか。

【学務課長】

学校規模というよりは、学校経営上ということも踏まえて、市教委と学校で相談しながらということになります。

【鎌田委員長職務代理】

降任のことが気になったのは、例えば、こういうのが管理職の前段階の準備として一つの見る目で大変重要だというようなときに、「私、大変だから辞めます」というのが続いてしまった場合、せっかく県の方針でこうやってつくっているというのに、この項目が、細目でそういうのがあり得るのかな、大丈夫なのかなという心配があり、そういう心配があるからこそ、特別支援学級のほうはそこにかわるべき人がそんなにいないでしょうから、そういう配慮が働いているのかなというふうに思ったわけです。それは私の勝手な思いですが、そういう背景の質問でした。

【委員長】

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

市船で義務教育から来られている先生で、55歳定年を迎えそうな方というか、該当される方というのはおられるのですか。

【学務課長】

市立船橋高等学校ですね。義務教育籍から市立船橋高等学校に行っております教員は、 現在、養護教諭も含めまして9名おります。ただ、現在のところ、定年云々ということ で該当する職員はおりません。

【委員長】

それぞれの先生方が市船で相当実績を上げられていると思うのですけれども、その後 任みたいなものは、ある程度、目星といいますか、考えておかないと、また困ることが あるかもしれませんので、よろしくお願いします。

【学務課長】

はい。

【石坂委員】

43ページの方針のところ、「第2 実施要項」の(2)で、「また、高等学校においては、学科・課程間の積極的な配置換えを行う」とありますけれども、これはどういう意味ですか。学科の積極的な配置換えを行うということは……。理系が文系になってしまうとか、そういうふうにも捉えてしまいますけれども。

【指導課長】

高等学校につきましては、いろいろな学科があります。普通科以外に商業科とか、市 船ですと体育科ですね。その学科で所属が決まっているのですが、その学科間の異動で すね。そういうことがありますということでございます。

【石坂委員】

科目ではなくて学科ですか。すみません。ありがとうございます。

【鎌田委員長職務代理】

すみません、また一つ教えてください。同じく石坂委員がご指摘の高等学校のちょっと前ですが、「特別支援教育、定通教育、へき地教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置」云々とあります。これは県で見る「へき地教育」というようなへき地と、例えば市町村を単位に見ると、市町村の単位の「へき地」と言っていいかどうかわかりませんが、そういうレベルの違いというのはあると思うのですけれども、教育環境であるとか経済的観点、いろいろな意味も含まれてくると思うのです。県レベルと市内の「へき地」、そういう差はあるのでしょうか。解釈の仕方として。

【学務課長】

県につきましては何とも私のほうでは申し上げられないのですが、市におきましては、 特にへき地ということでの差はございません。

【教育長】

県の方針だから、へき地があるからということです。

【鎌田委員長職務代理】

ということなんですね。県なんですね。

【教育長】

はい、県の方針です。県内にはありますからね、へき地が。

【委員長】

続きまして、報告事項(2)及び報告事項(3)について、指導課、報告をお願いします。

【指導課長】

それでは本冊の63ページから68ページになります。11月17日に三田中学校の 体育館におきまして行われました、第28回船橋市中学生弁論大会の実施についてでご ざいます。

これにつきましては、船橋市ライオンズクラブとの共催で実施いたしました。この大会につきましては、市内の中学校を隔年で北部と南部に分けて実施しております。本年度は市内の南部地区の中学校13校から、特別支援学級の代表者を含めまして、代表14名が弁士として登壇いたしました。

当日、三田中学校の全生徒、保護者も含めまして、750名を超える聴衆が中学生の主張を聞きました。最優秀賞を受賞しましたのは行田中学校の宮澤さんでございますが、「語りべと世界平和」ということで、夏に広島に行きまして、原爆のときの語りべのお話を伺って、世界平和について考えたというようなことの内容で、非常に感動的な内容でございました。

最優秀賞を受賞しますと、16歳から21歳までの間に、40日間の海外でのホームステイができる海外派遣の目録がライオンズクラブから贈られることになっておりまして、英語力の条件がございますが、21歳までの間に行けるというようなことがございます。入賞者の一覧は64ページに掲載をさせていただいております。

続きまして、69ページをご覧ください。音楽コンクールについての報告でございます。

まず最初に、全国マーチングコンテスト全国大会でございますが、法田中学校の吹奏 楽部が全国第1位となります金賞に輝きました。9月の定例会でもご報告申し上げまし たが、法田中学校は今回が11回目の出場ということでございます。全国大会に駒を進 めるということ自体が大変すばらしいことでございますが、11回のうち金賞が5回と いうことで、非常にレベルが高いということで評価をされております。

続きまして、日本学校合奏コンクールの全国大会でございます。10月25日・26

日、福島県郡山市で開催されました。日本学校合奏コンクールグランドコンテスト小学生の部におきまして、宮本小学校が全国2位に相当いたします郡山市長賞を受賞しております。10月26日は、グランドコンテスト中学校の部におきまして、船橋中学校管弦楽部が、これは全国1位に相当いたします文部科学大臣賞に輝いています。

日本学校合奏コンクールは、ソロ&アンサンブルコンテスト部門もございまして、これは11月9日、千葉県文化会館で行われました。中学校のソロ部門で海神中学校の3年生、小松瑞季さんがオーボエ演奏で全国第1位となります文部科学大臣賞を受賞しております。それからアンサンブル部門では、峰台小学校の音楽部が、琴のアンサンブルで文部科学大臣賞に輝きました。

続きまして、11月3日、東京のすみだトリフォニーホールで開催されました日本管 楽合奏コンテスト、全国大会でございますが、高根東小学校吹奏楽部が最優秀賞を受賞 いたしました。この最優秀賞は全国で13校が受賞したということでございます。

続きまして、TBS子ども音楽コンクール東日本優秀演奏会でございます。器楽の部が12月6日、7日、習志野文化ホールで開催されました。船橋市からは弦楽合奏と弦楽六重奏で海神小学校、管楽合奏で高根東小学校、管弦楽で行田中学校が最優秀賞に選ばれました。最優秀賞になりますと、全国7ブロックに分かれているのですが、その7ブロックからの最優秀賞校の当日の録音を集め選考会をひらき、全国1位を決めていくということになります。12月26日なんですが、重唱部門、合唱部門に咲が丘小学校がこれから出場をいたします。咲が丘小学校はこれからどういう賞になるかわかりませんが、期待しているところでございます。

以上、ご報告申し上げましたように、船橋市の音楽活動は非常に盛んで、「音楽のまち・ ふなばし」ということで、これからも子供たちがますます活躍をしてくれるのではない かということで期待しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

法田中学校ですが、直接関連することではないのですけれども、11月22日に情報教育の研修授業に行ってまいりました。その中で、iPadのアプリなどを使った、情報教育を取り入れた音楽の授業をやっておりまして、大変ユニークですばらしい活動をされていて、こういうコンクールだけではなくて、授業の中でそういうものが情報と一緒になって音楽の啓蒙活動、教育が行われているところに大変感動いたしましたので、ぜひその辺を伸ばしていただけたらなというふうに思いました。感想でした。

【委員長】

ありがとうございました。

【教育長】

弁論大会で優勝した宮澤みなみさんという子ですけれども、市が毎年、原爆記念式典に中学生、高校生を募集して、参加させているんです。その中の今年行った1人なんです。その子が今回、その経験を弁論でやって、大変すばらしかったと。私もそういうのを知らなかったので、そういうところに行っている中学生がいるというのを初めて知って、ちょっと感動しました。書いていた作文もすばらしいものでした。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(4)及び報告事項(5)について、保健体育課、報告をお願いします。

【保健体育課長】

平成26年度第65回千葉県中学校駅伝大会の結果、及び千葉県中学校新人体育大会の入賞についてのご報告をさせていただきます。資料71ページからになります。

初めに、県の駅伝大会です。11月16日の日曜日に県立柏の葉公園で県内各地の代表が参加して行われまして、船橋代表の成績は資料のとおりでございました。72ページに一覧とさせていただいております。

今大会では、以前、この場でもご案内させていただきました、女子の部で海神中、旭中、御滝中、宮本小の4校、男子の部で法田中、旭中、高根中の3校が船橋市の代表として出場いたしました。結果は72ページの一覧のとおりです。特に女子の部では5区間全てで安定した走りを見せた旭中学校が、73ページに各区間の記録等が載っているのですが、3位に入賞いたしました。この結果により、関東大会への出場が決定したところです。

また、市の大会1位で、県大会に出場し、この場でも大変期待が持てますということでご案内させていただきました海神中ですけれども、今回残念ながら選手のけがが1件あって、今大会6位入賞にとどまってしまったわけです。ただ、メンバー5人中4人の選手が1、2年生ということで、3年生が1人だけですので、来年の大会にかなり期待が持てると思います。特に表のアンカーの選手、最後のところ、1位というふうに文字が反転しているのは区間1位ということですので、区間1位でアンカーで6人抜きという2年生の子が1人。それと、けがをした選手も本来、東日本女子駅伝に出場する予定

だった選手ですので、来年に期待が持てるというふうに考えております。

なお、旭中が出場した関東大会ですが、11月30日に八王子で行われました。こちらのほうの結果は、32校が出場しまして、17位という成績でした。そして、旭中学校は特に5人中4人が1年生という、ほぼ1年生チームですので、海神中同様、来年度も大いに期待できるのではないかと思います。委員の皆様の応援、まことにありがとうございました。

続きまして、83ページをご覧ください。10月下旬から12月にかけて、千葉県中学校新人体育大会が行われました。新人体育大会は3年生は出られない、1、2年生だけの新人での大会となります。お手元の一覧はベスト8以上に入賞した団体と個人の結果をまとめさせていただきました。

団体で主な成績は、軟式野球で船橋中学校が優勝、坪井中学校が3位になっております。その後、船橋中学校は第6回全日本少年秋季軟式野球大会関東予選会に勝ち上がりまして、見事、全国大会出場を果たしております。全国大会は来年の3月に行われる予定です。

バスケットボールについては、女子は海神中学校が準優勝、男子は葛飾中が3位。バレーボール男子では法田中学校が優勝、女子は坪井中が3位。ソフトボールでは船橋中学校が準優勝。剣道では二宮中男子が団体で3位に入りました。

個人の競技のほうは、船橋市の生徒は多数優勝、入賞しております。生徒には今後も練習に精進し、来年度の県、関東、全国大会に一人でも多く出場できるよう期待をしております。この中から将来のオリンピック選手が出ることも可能性はあると思います。 以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項(6)について、中央図書館、報告をお願いします。

【中央図書館長】

中央図書館でございます。報告事項(6)、資料は85ページと裏面の86ページをご 覧いただけますでしょうか。86ページのほうをご覧いただいていると助かります。

お知らせでございます。市が所蔵する貴重な歴史資料で「絵はがき」をつくりました。 実は西図書館では、古文書や浮世絵、古地図など貴重な資料を約6,300点所蔵して おります。このたび、西図書館の所蔵するこの貴重な資料を市内外の皆さんに広くご覧 いただけるよう、資料の中から浮世絵の代表作品を使い、「絵はがき」をつくりました。 つくりました「絵はがき」は8枚1セットで、世界的にも有名な葛飾北斎の「富嶽三十 六景 登戸浦」や歌川広重の「富士三十六景 下総小金原」を含む8種類の浮世絵を厳選しております。どの図柄も船橋や千葉にゆかりのある浮世絵で、絵が描かれた当時の面影が偲ばれるセットとなっております。

この「絵はがき」のセットは、平成27年、来年の1月6日から中央図書館、東図書館、西図書館、北図書館の4図書館と文化課、郷土資料館で900セットを販売させていただきます。せんだっての広報にも載せさせていただきましたけれども、機会がありましたら宣伝していただけると非常に助かります。

86ページのほうですけれども、先ほどご紹介した葛飾北斎の登戸浦、これが一番上に図柄で出ております。ここは今、千葉市の登戸なんですけれども、今はもう埋め立て てマンションになっているところでございます。

【教育長】

実物はないんですか。

【事務局】

後ほどお配りしたいと思います。

【中央図書館長】

2つ目ですが、帆掛け船があるところ、これはどうも利根川の河口ということなのですが、江戸川の河口か銚子の河口かがちょっと定かではない、両方の説があるということでございます。

続きまして、美人画のところ、これが千葉ゆかりの里見八犬伝でございます。

4番目の相撲の取り組みの絵柄でございます。ちょっとこの絵では見にくいと思うんですけれども、左側が荒馬といいまして、船橋の湊町、昔でいう九日市の出身の力士だそうです。それと、後ろに写っている行司でございますが、木村庄之助ということでございますので、かなり格の上の取り組みを描かれた絵だというところでございます。

それと、その下の合戦の図柄でございますが、これは国府台のあたりの合戦の図柄だということを聞いております。

続きまして、6番目でございます。これが下総小金原の歌川広重でございますが、これも船橋ゆかりでございまして、江戸幕府の直轄の馬の放牧地であった、船橋でいえば習志野原ですね。あのあたりの絵を描かれたというところでございます。今、現物をお持ちしますけれども、これは非常にきれいな絵柄になってございます。

(「絵はがき」を各委員に配付)

【中央図書館長】

せっかくですので、下から2番目をちょっと見ていただけますでしょうか。大きな鳥居の中から海を見ている図柄でございますけれども、これ、皆様もご存じのとおり、船橋大神宮の鳥居の中から海を見た図柄になってございます。こちらもかなり色がきれいな絵柄になってございます。

それと、最後の人力車2台で引かれている絵がございます。これが船橋の郷土資料館の目の前、習志野駐屯地の門のところを描いた絵だというところでございます。

お配りするのが遅くなりまして、申しわけございませんでした。ちょっとご覧になっていただいて、目の保養をしていただければよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【石坂委員】

早速ありがとうございます。貴重な所蔵品ばかりの絵はがきをいただきまして。今まではこういったことは船橋市では余りなかったような気がしますけれども、何かきっかけでもあったのでしょうか。

【中央図書館長】

今まで、確かに表に出すことは、資料の要求がなければしていなかったのですけれども、これだけの資料が、今、浮世絵とか絵図で大体500点持っているんです。それをそのまま倉庫の中に入れておいても致し方ないというところもありまして、ぜひやらせてもらいたいということで、今回初めての試みなんですけれども、やらせていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。

絵はがきになっているのと表紙になっているのとはちょっと違うんですね。

【中央図書館長】

拡大したり縮小したりしていますので、ちょっと絵柄で違うように見えるかもしれませんが、同じものでございます。

【委員長】

そうですか。わかりました。 ほかに何か。

【佐藤委員】

浮世絵ですから、同じものが何枚もいろいろなところにあるという可能性もあるのでしょうけれども、船橋は何でこんなに持っているのでしょうか。前に西図書館にいっぱいあって、震災で大変なことになるという話はちらっと聞いたことがあったのですけど、船橋市が何でこんなに持っているのか、もしわかれば。

【中央図書館長】

実は、昭和25年の当時の館長、島田館長という方が、郷土資料を重点的に集めるのが図書館の役割だろうということで、そのあたりから資料を集め始めまして、今に至っている次第でございます。大多数はその当時、島田館長がそろえていただいたものになってございます。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(7)について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

報告事項(7)第36回写真展についてでございます。資料は87ページをお開きください。

平成27年2月14日(土)から22日(日)まで、船橋市民ギャラリーで行われます。今回で36回になります歴史のある事業でございます。出していただける方は写真などに関心のある16歳以上の方が対象になっております。部門といたしましては、モノクロ、組写真、それからカラーの写真の3部で出品のほうを募集しております。

この本市の写真展の特徴ですけれども、技術よりも着眼点を重視されて先生方が見てくださいますので、写真を始めて日の浅い方でも着眼点次第では入賞しやすくて、幅広い層の方が参加しやすいというところも特徴の一つになっております。また、全国からの公募もしておりまして、昨年の平成25年度は254人の出展のうち、県外からは北は福島、南は広島のほうからも出品があったという報告を受けております。作品性の高いものが評価されるものですから、中にはこの写真展で受賞した人はほかでも高い評価をされる作品も多く出していただいているということを聞いております。

また、最終日に受賞式の後に、受賞作品についてプロジェクターに投影しながら、北井先生、日本を代表する写真家の先生ですけれども、北井先生が講評してくださるとい

うことで、出品者の方は技術の向上に非常に役に立っているので、それを楽しみに出品をされる方もいらっしゃると聞いております。出品した人の中からプロになった方もいらっしゃいますので、当市の写真文化の向上にもつながっていると言われている事業になっております。ぜひ会期中は皆様も足をお運びいただければと思います。詳細については1月15日号の広報ふなばしで周知をさせていただきます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 よろしいですか。

続きまして、報告事項(8)から報告事項(10)までについて、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

お手元の資料の89ページを見ていただきたいと思います。報告事項(8)、船橋市民 マラソン大会の報告になります。

先月の11月8日、運動公園におきまして市民マラソン大会を行いました。この下の総計を見ていただきたいと思います。1,100人の応募がありまして、952名の方の完走があります。なお、この数字の見方ですけれども、例えば上の中学生の1年女子、これ120名が完走で、141名が当時の応募です。当日の参加人数はここには掲載しておりません。そういう見方をしていただければよろしいかと思います。

なお、当日については、雨も降らずに、皆さんのふだんの練習の成果が十分発揮され たのかなと思っております。

以上です。

それから、報告事項 (9) になります。今年度も第33回小学生・女子駅伝競走大会が来年の1月31日、運動公園で行われます。区分については昨年と同じですけれども、申し込みのほうは92ページの下のほうにございますが、来年の1月6日から14日まで申し込みをいたします。

それで、資料の94から97ページですけれども、今回の駅伝コースは、陸上競技場が第二種公認のための工事を行いますので、競技場の中が使えません。よって、今年に

ついては、スタート、ゴール等が表に変更させていただいております。これも競技役員の協力のもとで距離をはかって、今年度につきましては、こういうマラソンのコースというふうになります。委員の皆さんのほうにもご招待のほうを出しますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、資料はございません。船橋スポーツ推進計画の素案についてですけれども、教育委員の皆様には、船橋スポーツ推進計画の素案について送付をさせていただき、この12月議会で議長並びに12日の文教委員会において報告したところでございます。

今後の予定といたしましては、来年の1月6日から2月6日までパブリックコメントを実施し、その後、修正や加筆等を行って、3月の教育委員会会議で委員の皆様に確定版をお渡しし、その4月から計画をスタートしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理】

89ページの市民マラソン大会ですが、たしか昨年もそうだったような気もするのですけれども、年齢別の部で男子93人に対して女子9人。女子がここは少ないかなと。一般の部も女子が若干少ないです。1桁違うので、生涯スポーツ推進の観点からすると、男性も女性も両方元気で頑張っていただきたいという部分があるのですが、女性が低いということ、またその女性をどうやって元気に、マラソンだけではないと思いますが、参加していただくかという方針がありましたら教えてください。

【生涯スポーツ課長】

方針というのは特にございませんが、やはり皆さんがそれぞれ自分の練習をして、成果を試したいと。大会は船橋だけでなく、全国いろいろなところで、それぞれの距離に応じてやっております。船橋の場合は、本来であれば道路を使うのが普通だと思うのですけれども、なかなか道路の幅が狭い、交通量が多いということもあって、この運動公園の周回を走ります。女子についても最近、マラソンをやっている方が多いということなので、表に出る前に、ここらでならしていただいて、大きな大会に今後出て行っていただければというふうには思っております。

ですので、募集については特に制限は加えておりません。ただ、男子のように30代、40代、50代と分けると人が集まらないということで、女子でいえば40歳以上、それから一般というふうに分けている、枠を減らしている状況でございます。

【委員長】

よろしいですか。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。

8 9 ページに関してですが、申込者数と完走者数。これ、完走率とかそっちのほうが 大事だと思うので、実際に走った人の人数と完走者数を示してもらったほうがいいので はないかと思うのですけれども。

【生涯スポーツ課長】

その点については、実行委員会でつくっておりますので、今後検討してみたいと思います。当日、受付している場合と、申し込んでそのまま走ってしまうというところがちょっとありますので。ですので、最終の申し込みをした人数が括弧書き、実際に当日、けがをしたとか病気とか中止したとか、そういうキャンセルは把握しておりません。当日どのぐらい走って完走したかというのは、今後、実行委員会のほうでデータの出し方について検討していきたいと思います。

【委員長】

そうですね。そうでないと、何か事故があったとか、行方不明にはならないでしょうけれども、それも含めて、実際に走った人のほうが重要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、そのほか何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(11)その他で何か報告したいことがある方は報告をお願い いたします。

【学務課長】

市立高等学校の全国大会につきましての報告でございます。 2 1 日の日曜日、全国高等学校駅伝大会に出場いたしました男子、女子についてでございます。

4年ぶり17回目の出場となった男子は、2区の前田恋弥君が区間最高記録にあと4秒に迫る力走で区間賞を獲得するなど、一時は首位に立って沿道を沸かせ、2時間5分35秒の好記録で6位入賞を果たしました。また、7年ぶり18回目の出場となった女子も、5人全員が粘り強く走り、たすきをつないで、1時間9分42秒で11位。目標にしていた入賞にはわずかに届きませんでしたが、大健闘でした。

また、昨日より始まりました高校バスケットボール全国大会ウインターカップです。 男子が出場しておりますが、昨日、ご承知のように八戸工大一高と対戦しまして、終始 主導権を握りながら、106対39で初戦を突破しました。第2回戦は12月25日、 12時より同じ東京体育館で行われる予定でございます。 以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいまの報告に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

アベック出場で、なおかつ千葉県代表の八千代松陰でしたか、それよりも上回る成績で、男子は特にすばらしいなと思いました。女子も、下馬評からいったら随分健闘してくれたのではないかと思います。

何かご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。

そのほか何か報告したいことがある方はいらっしゃいませんか。

私から一つ、11月26日に市町村教育委員会研究協議会が浜松でございまして、2日目だけ出席してまいりました。これの第1分科会で、「学力向上に向けた取り組み 確かな学力の形成」というシンポジウムを聞いてまいりました。新潟市教育委員会と富士宮市教育委員会が報告されたのですが、特に新潟市教育委員会は、いろいろな難しいことを考えない、単純に、一点突破というスローガンのもとに全市の学校で授業のスタンダードを行うということで、これは非常に成果を上げているという報告がありました。

それはどういうことかというと、全部の市内の学校で、まず子供たちが課題は赤で書くようにする。まとめは全て青で書くようにする。授業の最後の10分間は授業の振り返りと家庭でやることを決めて、学校でやり始めて帰るというふうにしている。これを全市の学校でずっと続けるということで、生徒がすごく変わってきて、生徒が変わると先生も変わってくるということで、大変いい成果を出しているという報告がありました。いろいろありましたが、印象に残っているのはそれが一番です。

以上です。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時30分閉会